

ごみの処理は従来どおりリバースセンターおよび愛知郡清掃センターで処理しますので原則的に変更がありません。

マナーを守って、ごみの減量化、リサイクルにご協力をお願いします。

ごみの収集日、出し方等については「ごみカレンダー」で確認してください。

●家庭ごみの正しい出し方の基本的事項

- ◎ 燃えるごみ、燃えないごみなどは決められた収集日、収集場所にそれぞれ指定袋に入れて出してください。
- ◎ 分別をきちんと行い、指定ごみ袋には必ず名前を書いて出してください。
ごみ出しは指定時間を守ってください。
重さは片手で持って負担のかからない重さで出してください。
- ◎ 回収するごみは、日常の家庭生活から出るごみだけであり店舗や事業所から出るごみは出せません。
- ◎ 一度に多量のごみが出るときは、リバースセンターおよび愛知郡清掃センターに直接持ち込んでください。
(許可書が必要な場合がありますのでご注意ください)

●ごみ収集所に搬入できるもの

区 分		主なもの	備 考
燃えるごみ		生ごみ類、紙くず類、木くず類、衣類、プラスチック、ゴム類	生ごみを出す場合は、十分に水を切って出してください。 シャンプーの容器などは中身を出してキャップを取り除いてください。
燃えないごみ		塩化ビニール、キャップ類 (資源にならないもの)	小型電化製品は「粗大ごみ」扱いになります。
ワレモノ類		蛍光灯、電球等、化粧びん、農薬びん、板ガラス、ガラス食器、鏡等	専用コンテナに入れてください。 割らないでコンテナに入れてください。
ガレキ		茶わん類、皿、スレート、瓦類	専用コンテナに入れてください。
金 属	金 属 類	ジュース、缶詰、スプレー缶、一斗かん等	スプレー缶は必ず穴をあけて出してください。 ジュース缶等は中身を洗ってください。
	アルミ缶	ビール、ジュース缶等	各種団体、自治会等でも回収されます。
びん 類		ジュース、ドリンク、洋酒、のみ薬などの飲食用のびん	キャップを取り、中身を出し切ってきれいに水洗いをして出してください。 無色透明、青緑、茶、黒色に分別して出してください。
ペットボトル		ジュース、ドリンク、醤油など飲食用でPET 1 マークがついているペットボトル	キャップおよびラベルを取り、中身を出し切って、きれいに水洗いをして出してください。

*燃えるごみ、燃えないごみは指定袋からはみ出さないように入れて出してください。

●町指定ごみ袋

可燃ごみ袋	家庭系	10枚	200円
	家庭系(小)	10枚	100円
	事業系	10枚	300円
不燃ごみ袋	家庭系	10枚	200円

●ごみの直接搬入

従来どおりです。指定日以外にごみを排出したい場合や、多量に排出する場合は、それぞれの処理施設へ直接搬入してください。

搬入日等については「ごみカレンダー」で確認してください。

●燃えるごみ・布団・カーペット類の搬入

搬入先	リバースセンター [東近江市平柳町3-1 ☎0749-45-0366]		
業務時間	【月～金】 9:00～16:30	休 み	土・日・祝祭日・年末年始
搬入手続	燃えるごみは、直接搬入してください。布団・カーペットは搬入確認書が必要ですので、住民課および秦荘サービス室で印鑑を持参のうえ事前予約をしてください。		
料 金	搬入するごみの重量により計算されますので、搬入後に受付で料金をお支払いください。		

- ※ 必ず指定ごみ袋に入れてください。
- ※ ごみは、長さ50cm以内に切ってください。
- ※ 金属類は必ず取り外してください。
- ※ ふとん・カーペットは切らずに搬入できます。(持ち込める日が決まっています。)

●燃えないごみ・ガレキ・灰・ガラス類の搬入

搬入先	愛知郡清掃センター [東近江市小八木町22-2 ☎0749-45-1416]		
業務時間	【第3日曜日と搬入指定日】 9:00～11:30		
搬入手続	搬入確認書が必要ですので、住民課および秦荘サービス室で印鑑を持参のうえ事前予約をしてください。		
料 金	搬入するごみの重量により計算されますので、搬入後に受付で料金をお支払いください。		

- ※ 必ず指定ごみ袋に入れてください。(直接搬入の場合指定ごみ袋不要)
- ※ ごみは、長さ50cm以内に切ってください。

●家庭用生ごみ処理機購入補助

家庭から出る生ごみの自家処理およびごみの減量化の推進を図るため、生ごみ処理機などを設置した家庭に対し、町から予算の範囲内で補助金を支給します。
詳しくは、住民課および秦荘サービス室にお問い合わせください。

◎設置する処理機(本体) 1台について、その購入額の1/2を限度として補助
1台について、3万円が補助限度額(町民で1世帯1台まで補助)

◎町では処理機の斡旋はしていません。

資源回収

問合せ先 住民課 ☎ 42-7692 秦荘サービス室 ☎ 37-8050

資源回収をすることで、可燃ごみの減量化を図り、また、生活に密着したリサイクル活動を推進することで、処理施設への負担を軽減する。

回収品目 新聞紙、雑誌、ダンボール、古着、廃食油

※上記以外に秦荘地区のみ「乾電池・ペットボトル・牛乳パック」を回収します。
詳しくは、「ごみカレンダー」をご覧ください。か、住民課および秦荘サービス室までお問い合わせください。

上水道

問合せ先 愛知郡広域行政組合水道事務所 ☎ 46-0168

上水道に関するお問い合わせは、従来どおり愛知郡広域行政組合水道事務所をお願いします。

愛知郡広域行政組合水道事務所 [東近江市鯉江町1676 ☎ 46-0168]

し尿のくみとり

問合せ先 住民課 ☎ 42-7692 秦荘サービス室 ☎ 37-8050

し尿の汲み取りを希望される方は、直接収集許可業者へご連絡ください。

(秦荘地区) (有)アイケン ☎ 0749-37-2075・3053

(愛知川地区) 愛知川衛生社 ☎ 0749-42-2437

地域により収集許可業者が異なりますので、分からない場合は住民課および秦荘サービス室までお問い合わせください。

飼い犬の管理

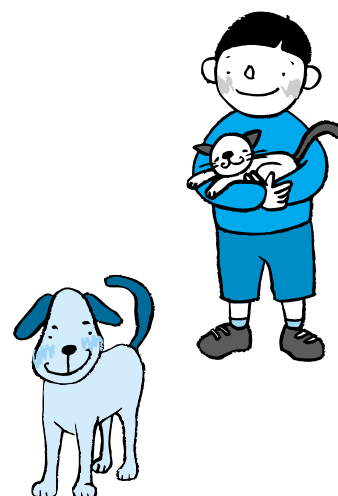
問合せ先 住民課 ☎ 42-7692 秦荘サービス室 ☎ 37-8050

●飼い犬の登録

生後91日以上の子犬は、生涯に一度登録しなければなりません。登録は役場、または動物病院などで行ってください。登録すると、「犬の鑑札」が交付されますので、犬の所有者は必ず首輪につけてください。

●登録内容の変更

登録した犬が死亡したり、飼い主の氏名や住所が変わったときは、速やかに町に届け出てください。



●狂犬病予防接種

【狂犬病】

狂犬病は、イギリス・オセアニア・北欧等の一部を除いて世界各国において発生し、国際交流がさかんな現代、いつ、ウイルスが日本へ侵入し、狂犬病が発生するかもしれません。万が一の侵入にそなえ、犬の登録・狂犬病の予防注射が法律により義務付けられています。

◎狂犬病予防法により、生後91日以上の犬の所有者は狂犬病の予防注射を毎年1回受けなければなりません。

◎予防注射は町の広報等により日時や場所をお知らせしますので、最寄りの会場で受けてください。また、動物病院でも随時受けることができます。

◎予防注射済みの犬には「注射済票」が交付されますので、「犬の鑑札」と同様に首輪につけてください。

●犬の適正な飼育

- ①動物の習性等を正しく理解し、その健康および安全を保持し適正に飼ってください。
- ②最後まで責任を持って飼ってください。
- ③犬（猫）の繁殖制限に努めてください。
- ④散歩をさせるときにロープを放さず、他人に脅威をあたえないようにしましょう。
また、フンの後始末を必ずしてください。
- ⑤逃げたり、迷子になったりした場合、自分で責任を持って収容してください。

●犬の死体処理(火葬)にかかる補助制度

犬の死体処理(火葬)にかかる費用の1/2を限度として補助。(登録が済まされている犬)犬1匹につき15,000円が補助限度額。

斎 場

斎場に関するお問い合わせは、従来どおり愛知郡広域行政組合をお願いします。

愛知郡広域行政組合 [東近江市小八木町16]
総務課 ☎0749-45-1416 【平日】
消防本部 ☎0749-45-4119 【土・日・祝祭日】

休 館 日	1月1日
利 用 時 間	【火葬室】午前9時から午後3時まで 【待合室】午前9時から午後3時まで
火葬点火時間	1日4体(午前、午後各2体ずつ)
火 葬 受 付	愛知郡広域行政組合 【平日】 総務課 午前8時30分から午後5時15分まで 【土・日・祝祭日】 消防本部 午前8時30分から午後5時15分まで